**群馬県優良県産品推奨審査事前調査票**

**標記審査会につきまして、審査を円滑に行うため、事前に申請商品についての調査を行います。下記項目に記入の上、申請書と一緒に所在市町村経由にて提出をお願いします。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請商品：

　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

■**申請商品の販売形態についてお聞きします。**

**該当する販売形態の右側に○をつけてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **①　容器包装されていない**  **（販売される時点で容器包装する場合もこれに含む）**  **例）ショーケースに入った生のケーキ、生売りの和菓子、注文されてから作られる弁当類（仕出し弁当も含む）、出前物、飲食店のテイクアウトとみなされるもの** |  |

**容器包装されている商品については以下から選んで右に○をつけてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **②　製造された場所のみで販売している** |  |
| **③　製造された場所以外でも販売している**  **例）自社の支店で販売する場合、他店に卸す場合、単なる小分け（製造場所問わず）の場合も含む** |  |
| **④　その他**  **（認定後どういう形態で販売するか未定、お店以外に卸す予定がある等、内容をお書きください。判断できない場合は貴店の販売形態の詳細をお書きください。）** | |
|  | |

■**申請商品を製造、加工、販売する事業者について、以下に該当する場合は右に○をつけてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **⑤　製造者又は加工者は小規模の事業者※１である。** |  |
| **⑥　販売する者（スーパー等）は小規模の事業者※１である。** |  |

**※１　消費税を納める義務が免除されている事業者又は中小企業基本法に規定する**

**小規模企業者**

**（裏面に続く）**

■**申請商品の原材料（大豆及びとうもろこし）についてお聞きします。**

**申請商品の原材料として、大豆若しくはとうもろこしを使用している場合又はそれらを含む原材料（醤油、コーンスターチなど）を使用している場合のみ御回答ください。**

**以下の設問に該当する場合は右に○を付けてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **⑦　商品の原材料名欄又は商品の包装に、大豆又はとうもろこしについて「遺伝子組換えでない旨」を表示している。**  **例）「大豆（遺伝子組換えでない）」、「遺伝子組換えとうもろこしは使用していません。」など** |  |
| **⑧ （⑦に該当する場合のみ御回答ください。）**  ***分別生産流通管理（IPハンドリング）*をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆又はとうもろこしを原材料として使用している。**  **※大豆又はとうもろこしの生産、流通過程も含め、遺伝子組換え大豆又は遺伝子組換えとうもろこしの混入がない場合のみ、「遺伝子組換えでない旨」を表示することができます。分別生産流通管理をしていても、遺伝子組換え農産物の混入が少しでも認められる場合は、「遺伝子組換えでない旨」の表示はできません。詳しくは消費者庁HP等を御確認ください。** |  |

**不明な点・質問等ございましたら、御連絡ください。** 　**観光魅力創出課　 　 　℡:027-226-3386**